

第4回木材利用促進本部 議事録

○坂本農林水産大臣（本部長） 農林水産大臣の坂本哲志でございます。ただ今から、木材利用促進本部の第4回会合を開催いたします。本部長として会議を進行させていただきます。

第4回会合の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。我が国の森林資源は、今、まさに利用期を迎えております。このチャンスを活かし、「伐って」、「使う」とともに、そこから得られる収益を「植えて」、「育てる」ことに使うことで、資源利用の好循環を生むことが重要です。特に、建築物への木材利用により、樹木が吸収した二酸化炭素を建築物に長期間貯蔵できること、また、木材は他の資材と比べて材料製造時の二酸化炭素排出量が少ないことから、2050年カーボンニュートラルに貢献するとともに、林業や木材産業を成長産業化させ、地方創生につながります。

こうしたことを踏まえ、令和3年10月、「都市(まち)の木造化推進法」が施行され、木材利用促進の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されました。法の施行日には、この木材利用促進本部において、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を決定しております。以降、この本部が中心となり、政府一体となって、建築物における、より一層の木材利用の促進に取り組んできたところです。

都市(まち)の木造化推進法において、木材利用促進本部は、毎年1回、基本方針に基づく措置の実施状況を取りまとめ、公表することとされております。本日は、その実施状況の取りまとめを行いますので、宜しくお願いいたします。

○坂本農林水産大臣 それでは、議事に入ります。まず、「令和5年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ(案)」を、事務方から説明させます。青山林野庁長官よろしくお願いします。

○青山林野庁長官 林野庁長官の青山でございます。「令和5年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ(案)」について、御説明いたします。資料1が概要、資料2が本体になります。

資料1を御覧ください。表紙をめくって1ページ、取りまとめ案の要素をお示ししています。「都市(まち)の木造化推進法」に基づく国の基本方針に即しまして、左側は建築物一般での木材利用の促進に向けた取組、右側は公共建築物での木材利用の取組を取りまとめております。

2ページを御覧ください。最初に「(1)基本方針の策定等」についてです。国の新たな基本方針を踏まえまして、昨年12月末時点で45都道府県、685市区町村が

木材利用方針を改定していただいております。次に、「(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用」についてです。「②国及び事業者等との協定実績」ですが、本年3月15日時点で16件締結され、協定に基づき、約15,300m³の木材が使用されました。

「③地方公共団体及び事業者等との協定実績」は、3月15日時点で109件締結されておりまして、協定に基づき、約50,600m³の木材が使用されております。右側に、国との協定、次の3ページには地方公共団体との協定に基づく取組事例を紹介しています。

4ページへ飛んでいただきたいと思います。「(3) 木材の利用の促進の啓発と国民運動」についてです。「木材利用促進月間」、10月でございますが、これを集中期間として、普及啓発の取組を行いました。

5ページを御覧ください。「(5) 建築物への木材の利用の状況」です。下段の②(ア)の木造建築物の床面積ベースの着工状況を見ますと、低層住宅の木造率は82.6%、低層非住宅の木造率は14.7%、中高層の建築物の木造率は住宅・非住宅ともに0.1%以下となっています。

6ページを御覧ください。中高層建築物の木造率は0.1%以下とご紹介しましたが、中段の「ウ 着工した中高層木造建築物の床面積の推移」のとおり、令和5年に着工した中高層木造建築物の床面積は、前年よりほぼ倍増している状況でございます。

7ページを御覧ください。左上の表を御覧ください。令和4年度に国が整備した公共建築物について、91棟で木造化、194棟において内装等の木質化を行いました。右上のグラフでございますが、基本方針において、積極的に木造化を促進するとされている、公共建築物の木造化率は、検証を開始しました平成26年度以降、令和4年度で初めて100%となりました。

8ページを御覧ください。上段の「I-3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた国の取組」として、(3)にありますように、技術基準類の整備、(4)施設整備への補助、(5)地方公共団体に対する働きかけ等を行っております。下段の「II 実施状況を踏まえて講ずべき措置」としては、1(1)にございますように、協定制度の効果的な活用、(2)国が整備する公共建築物での率先した木材利用、2の地方公共団体への情報提供等の様々な取組を行っていく考えです。

引き続き、木材利用促進本部の6省のみならず、関係省庁等と連携して、建築物における木材利用の促進に向けて取り組んでまいります。

○坂本農林水産大臣 ただいま説明のありました取りまとめ(案)を公表することについて、御異議ございませんか。

○あべ俊子文部科学副大臣、堂故茂国土交通副大臣、八木哲也環境副大臣、船橋利実総務大臣政務官、石井拓経済産業大臣政務官 異議なし。

○坂本農林水産大臣 御異議ないようですので、案のとおり公表することといたします。

○坂本農林水産大臣 それでは、本部員の皆様から、現在、特に力を入れて取り組んでいただいていることや、今後の木材利用促進の方針などについて、御発言をいただきたいと思います。まず、あべ文部科学副大臣、御発言をお願いいたします。

○あべ文部科学副大臣 学校施設に木材を利用することで、快適な室内環境が確保されるとともに、落ち着いて学習に向かうことのできる雰囲気が形成されます。

文部科学省の調査におきましては、令和４年度に建築された公立学校施設のうち約７割で木造か内装の木質化が行われているところです。

次のページでございます。また、公立学校施設の整備に対する国庫補助におきまして、令和４年度から内装木質化を標準仕様とするなどの支援を行っているところです。さらに、手引書や事例集を作成するとともに、毎年度、講習会を実施するなど、木材利用の普及啓発を図っています。

文部科学省としては、引き続き、学校施設への木材利用がより一層推進されるよう、関係省庁とも連携しつつ支援してまいります。

○坂本農林水産大臣 ありがとうございました。教育関連施設における木材利用の促進は、「木育」の観点でも、非常に重要な取組であると考えておりますので、引き続き、積極的な取組をお願いいたします。

次に、堂故国土交通副大臣です。御発言をお願いいたします。

○堂故国土交通副大臣 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物での木材利用の一層の促進が必要であると考えています。

資料の１ページ目をご覧ください。国土交通省は、官庁施設の整備において木材の利用を積極的に推進するとともに、各省庁が木造化や木質化を図る際に使用する技術基準類を整備し、地方公共団体等へ広く情報提供を行ってまいりました。この３月には、技術基準類のうち「木造計画・設計基準」について、中層以上の建築物にも対応したものに改定するなど、内容の拡充を図ったところです。

次に２ページ目をご覧ください。公共建築物だけでなく、民間を含む建築物一般につきましても、安全性を確保しつつ、木造建築物が建てやすくなるよう、建築基

準法の構造・防火に関する規制の合理化に取り組むとともに、中大規模木造建築物のプロジェクトや設計者の育成支援、国産木材の使用量を分かりやすく表示するための国産木材活用住宅ラベル制度等を通じて、木材利用の促進に取り組んで参ります。

また、都市（まち）の木造化推進法に基づき、木材利用促進協定を締結した5団体と連携して、木材利用の促進に取り組むこととしています。

引き続き、農林水産省をはじめとする関係省庁との連携のもと、住宅・建築物における木材の利用の促進に積極的に取り組んで参ります。

○坂本農林水産大臣 ありがとうございます。公共建築物及び民間建築物での木材利用の促進に向けて、建築基準法や、建築技術の開発を所管するお立場から、木材が利用しやすい環境を整備いただくことは極めて重要ですので、引き続き、積極的な取組をお願いいたします。

次に、八木環境副大臣です。御発言をお願いいたします。

○八木環境副大臣 建築物等での木材利用の促進は、2050年ネット・ゼロの実現のみならず、循環経済、いわゆるサーキュラーエコノミーや、自然再興、いわゆるネイチャーポジティブの観点からも重要な取組と認識しております。

環境省では、昨年2月に大林グループとの間で環境省として初の「建築物木材利用促進協定」を締結して以降、ウッドデザイン協会、日本生命保険相互会社と同様の協定を締結するなど、着実に取組を進めております。

これに加えて、住宅・建築物の脱炭素化を進める補助事業の中で、今年度から新たに、協定に基づき木材を利用した事業の優先採択枠を設けて、今年度は3件を採択いたしました。これまで設けていたCLT等を活用した事業に対する優先採択枠と併せて、一層の木材利用の促進を実施しております。

また、国立公園等の所管施設において、率先して木材を活用しているところであり、今後とも、木材利用に積極的に取り組むとともに、地方自治体の環境部局への働きかけなども進めてまいります。

環境省としては、こうした取組を通じて、各省庁と連携し、木材利用の促進を通じて経済社会の変革に取り組んでまいります。

○坂本農林水産大臣 ありがとうございます。木材利用がカーボンニュートラルに貢献することを企業等に普及できれば、民間建築物での木材利用の促進につながるものと考えております。引き続き、地球温暖化対策を所管されておられるお立場から、積極的な取組をお願いいたします。

次に、船橋総務大臣政務官です。御発言をお願いいたします。

○船橋総務大臣政務官 木材利用の促進は、脱炭素社会の実現に貢献するものであるほか、林業・木材産業の持続性を高めることとなり、地域経済の活性化に資する、非常に重要な取組であると考えております。

こうしたことから、総務省として、これまで大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進について、積極的に検討していただくこと、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけること、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うことを要請しており、地方公共団体向けの各種会議におきましても、同様の要請を継続的に行っているところです。

また、公共施設等の木材利用の促進のため、原則全般的に地域木材を利用した施設の整備は地域活性化事業債の対象事業とするなどの地方財政措置を講じており、本年1月と2月にも通知を発出し、地域活性化事業債の活用を促しています。

2～3ページ目を御覧下さい。加えて、令和4年の建築基準法の改正を踏まえ、消防設備の技術基準に関する政令を改正し、木材を利用した建築物の整備を促進することとしました。

引き続き、関係省庁の皆様とも連携しながら、木材利用の促進に努めてまいります。

○坂本農林水産大臣 ありがとうございます。引き続き、地方公共団体における取組を牽引いただきたく、よろしくお願いいたします。

次に、石井経済産業大臣政務官です。御発言をお願いいたします。

○石井経済産業大臣政務官 経済産業大臣政務官の石井拓です。カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物分野の脱炭素化・省エネ化の重要性は、ますます高まっています。こうした中、木材は、他の建設資材と比べて、製造時のCO₂排出量が少ないだけでなく、断熱性・調湿性に優れるなど、快適な生活空間の形成に貢献する資材としても大変優れており、一層の利用拡大が期待されています。

経済産業省としては、国土交通省・環境省との連携の下、1,000億円の予算を確保し、高い断熱性能を持つ窓等の導入を進めており、その中で、優れた断熱性能を有する木製サッシの導入拡大も後押ししてまいりました。

また、昨年6月には、農林水産省・国土交通省・環境省との連名の下、異業種等の連携による脱炭素化及び地域活性化に取り組む一般社団法人日本ウッドデザイン協会との間で、建築物木材利用促進協定を締結しました。

今年度のウッドデザイン賞では、経済産業大臣賞としてナイス株式会社のテーブル用天板を表彰したところです。特殊な加工技術によりスギの大径木の利用が可能となり、テーブルや机の木材利用の促進が期待されます。

こうした様々な取組を通じて、産業界における木材利用促進の機運を高めるとともに、木材利用におけるイノベーションの促進、住宅関連産業の振興等を図ることで、引き続き、木材利用の促進を進めてまいります。

○坂本農林水産大臣 ありがとうございます。民間建築物での木材利用を促進していく上で、経済・産業界を巻き込んだ取組を進めていくことが重要であると考えておりますので、引き続き、積極的な取組をお願いいたします。

最後に、農林水産省における取組について、私から発言させていただきます。

○坂本農林水産大臣 資料3の6をご覧ください。農林水産省では、所管する公共建築物での率先した木材利用の推進はもとより、建築物一般での木材利用の促進に向けて、取り組んでまいりました。

1 ページにありますように、建築物木材利用促進協定について、農林水産省では、令和5年度に新たに6件の協定を締結し、これまでの締結数は計15件となりました。本年3月には、コスメティックブランドを展開する株式会社シロとの間で協定を締結し、店舗などの整備に、地域材を積極的に活用いただけることになりました。同社は、若い世代を中心に、大変人気があり、多くの方々に木の良さを実感いただける機会が増えるものと考えております。

また、2 ページにありますように、川上から川下までの幅広い関係者が一堂に参画する官民協議会「ウッド・チェンジ協議会」において、課題解決のための検討を実施し、建築物における木材利用の促進に向けた普及資料の作成などにも取り組みました。

また、3 ページにありますように、昨年2月に設置した、「支援事業コンシェルジュ」は、企業、地方公共団体などから、様々な用途の建築物の木造化・木質化への支援に関する相談が寄せられています。この1年間の相談件数は174件にのぼり、木材利用への関心が高まっていることを感じています。

引き続き、関係省庁とも連携しながら、協定制度やウッド・チェンジ協議会の場なども活用し、木材利用の促進を図ってまいります。以上、農林水産省の取組をご説明させていただきました。

○坂本農林水産大臣 それでは、最後に私から一言申し上げます。我が国では、低層の住宅は8割程度が木造であるのに対して、事務所や店舗などの低層の非住宅では

1割程度、中高層になると0.1%以下の木造率にとどまっています。こうした非住宅や中高層を含め、建築物における木材利用のより一層の促進に向けて引き続き、この木材利用促進本部が中心となり、政府一体となって、取り組んでいきますので、各省の御協力を宜しくお願いします。

○坂本農林水産大臣 本日の会合は、これで閉会とさせていただきます。

(閉会)